

決 裁		令和 年 月 日				
常務理事	事 務 長	業務部長	業務課長	業務係長	業務主任	担 当 者

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※ 届書の注意事項を必ずお読みください。

① 被保険者証の 記号・番号	(記 号)	(番 号)	② 資 格 喪 失 時 の 標 準 報 酬 月 額	千 円
③ 資 格 喪 失 年 月 日 (退職日の翌日)			令和 年 月 日	
④ 資格喪失の際 使用されてい た 事 業 所	事 業 所 名			
	所 在 地	TEL ()		
⑤ 資格喪失の際の組合名称		東 部 ゴ ム 健 康 保 険 組 合		
⑥ 備 考				

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

受付日付印

申 請 者

〒 ー 住 所

フリガナ
氏 名

T E L ()

携帯TEL ()

〔注意事項〕

この申請書は資格喪失日（退職日の翌日）から起算して 20 日以内（当健保受付必着）に届出してください。（20 日を経過すると任意継続はできませんのでご注意ください。）

被保險者期間

任意継続加入期間は2年間です。また任意継続保険に加入されますと、次の喪失理由でないと脱退できません。

1. 任意継続保険に加入してから2年が経過したとき。
2. 被保険者が就職し、健康保険の資格を取得したとき。
3. 被保険者が死亡したとき。
4. 被保険者が後期高齢者医療保険制度の加入者となったとき。
5. 保険料を納付期日までに納めなかったとき。(ただし、初回納付分を納めなかった場合は資格取得取消となります。)

保険料の納付期限日は毎月 10 日となっておりますので、納付期限日までに納入されませんと納付期限日の翌日に資格喪失となり、資格喪失日以降の保険給付は受けられなくなります。

6. 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来するに至った日の翌日（届出受理後の資格喪失の取消はできません。）

保険料額について

任意継続被保険者の保険料は資格取得月から徴収され、資格喪失月は徴収されません。なお、保険料額は当組合業務課までお尋ねください。

また、保険料額につきましては必ず国民健康保険料額と比較したうえで申請してください。(自己都合による退職でない場合は国民健康保険料額の軽減措置があります。詳細はお住まいの市区町村国民健康保険窓口にお尋ねください。)

保険料は資格取得月分から当組合へ振り込みにて納入していただくことになります。なお、資格取得月の翌月以降につきましては毎月ごとの納付と一括して前払い（前納）のどちらかを選択していただくことになります。（前納される場合は割引があります。）前納期間については年払い（当年4月～翌年3月）と前期（4月～9月）、後期（当年10月～翌年3月）の3種類だけとなります。

例： 7月1日が任意継続資格取得日の場合 前期分前納（当年8月～9月分）
年払い前納（当年8月～翌年3月分）

上記のどちらかの選択になります。前納をご希望される方は、申請書の備考欄に「令和〇〇年〇月まで前納希望」とご記入ください。

被扶養者の認定について

任意継続被保険者の方に被扶養者がいる場合は、被扶養者(異動)届に必要な添付書類を添えて申請してください。必要な添付書類は次のとおりです。

○配偶者……収入のない場合は非課税証明書、給与収入のある場合は非課税証明書、給与支払証明書（過去12ヶ月分）、
給与以外の収入がある方は収入額の確認できるもの（確定申告書の写しなど）

○父、母、義父、義母……直近の年金振込通知書の写し、非課税証明書、続柄の省略されていない世帯全員の住民票（マイナンバー記載のないもの）の3つ

○16歳以上の子（学生）……学生証の写し（高校生は被扶養者(異動)届の職業欄に学校名・学年を記載すれば証明書は省略できます。）

○16歳以上の子（学生以外）……収入のない場合は非課税証明書、給与収入のある場合は非課税証明書、給与支払証明書（過去12ヶ月分）、
給与以外の収入がある方は収入額の確認できるもの（確定申告書の写しなど）

○その他の扶養家族は当組合までお尋ねください。

なお、次に該当する場合は上記証明書の他に下記の証明書も必要です。

- 被扶養者が被保険者と別居している場合……生計維持額が確認できる証明書（直近6ヶ月分の送金証明書など）
- 配偶者がいるが、収入があるため被扶養者となっていない場合……配偶者の収入額の確認できる証明書、世帯全員の住民票
- 学生以外の被扶養者……被保険者および被扶養者の現況書

被扶養者は毎年1回再認定を行います。その際にも上記のような証明書を提出していただくことになります。

保険給付について

任意継続被保険者の方も一般の被保険者と同様の保険給付が受けられますが、出産手当金と傷病手当金については給付が受けられません。ただし、継続給付としての要件（在職時に出産手当金または傷病手当金を受給していたか、あるいは受けられる状況にあった方で在職中の資格期間が1年以上あった方）を満たしている方は法定給付の範囲で資格喪失後の給付として受けられます。なお、傷病手当金を受給される場合に障害年金または老齢年金が受けられる場合は傷病手当金の日額から年金の日額が減額されます。

健康診断について

各種健診（一般健診・生活習慣病健診・人間ドック等）については、在職中と同じように受けることができます。

《お問い合わせ先》	保険料・被扶養者・保険給付等に関することについて	業務部	TEL	03-6447-2513
	健康診断・保養所等について	総務部	TEL	03-6447-2512